

リサイクル料金の費用回収方式について（総論）

平成 19 年 7 月

1. 廃家電の処理及び処理費用の負担に係る過去の経緯

従来、廃家電については、市町村が粗大ごみとして回収して処分する一方、昭和 50 年代以降、小売業者が新品販売時に無償で引き取った廃家電については、小売業者が排出事業者として処理費用を負担して廃棄物処理業者等に処理を委託するケースも多くなった。

その後、廃家電を始めとして、市町村の一般廃棄物処理設備・技術に照らしその適正な処理が困難な廃棄物が全国各地で増加したため、平成 3 年の廃棄物処理法改正により適正処理困難物制度が導入され、平成 6 年に大型の廃テレビ（25 型以上）・廃電気冷蔵庫（250 リットル以上）等が指定された。同制度の下では、市町村長が、適正処理困難物として指定された物に係る製造、加工、販売等を行う事業者に対し、当該一般廃棄物の処理が適正に行われることを補完するために必要な協力を求めることができることとされた。この指定を受け、全国レベルと地区レベルにおいて、自治体から成る「適正処理困難指定廃棄物対策協議会」と家電製造業者・小売業者等から成る「全国廃家電品適正処理協力協議会」との間で双方の役割分担・費用負担等について協議が行われ、適正処理困難物である廃テレビ・廃電気冷蔵庫等の適正処理に係る家電製造業者、小売業者、自治体等の関係者の協力体制を各ブロックにおいて構築することが合意された。この協力体制においては、買換時等に出る廃家電を小売業者が引き取り、自治体からの紹介等による適正処理業者と契約して処理し、その際、（財）家電製品協会に置かれた適正処理協力センターが小売業者に管理伝票発行のための事務手数料（単価 200 円）を交付するという仕組みであった。この手数料は家電製造業者からの拠出金によりまかなわれていた。このほか、適正処理協力センターは、家電製造業者からの拠出金をもとに、市町村へのフロン回収機等の機材の供与等を行っていた。

家電リサイクル法制定当時においては、こうした過去の経緯の下、大型家電製品の約 2 割を市町村が収集・処理、約 8 割を小売業者が引取り、小売引取のうち約 4 分の 3 が廃棄物処理業者等、約 4 分の 1 が市町村による処理という実態になっていた。こうした実態・経緯を踏まえ、家電リサイクル法の制定にあたっては、市町村による処理が困難な大型家電について、製品知識を最も有している製造業者等に再商品化を義務付けることで、効率的なリサイクルを実現する家電リサイクルシステムの在り方について検討が行われた。

2. 家電リサイクル法制定当時の費用回収方式を巡る議論

家電リサイクル法制定当時、産業構造審議会と生活環境審議会において費用負担及びその回収方式について検討が行われた。

その中では、前払い方式を支持する委員からは以下のような意見が出された。

- ・これまでリサイクル・適正処理に対して産業界も一定の責任と費用を分かち合う形で進んできており、製品を作っている企業としての社会的責務を踏まえ製造業者もそれなりの負担をすべき、リサイクル料金は販売価格に内部化すべき
- ・市場機能を働かせるためにも企業側が費用を負担すべき
- ・後払い方式は不法投棄を増加させる懸念がある
- ・後払い方式をとるのであれば不法投棄対策について製造業者等はそれ相応の負担をすべき

一方、後払いを支持する委員からは、以下のような意見が出された。

- ・家具の一部として毎日のように長期間使われる家電製品の場合、第一義的には製品の使用者である消費者が負担すべき。
- ・寿命の長い家電製品については、廃棄時点でないと、リサイクル費用の算定はできない。消費者は本当にリサイクルされるのかということを考えるはずであり、製品価格に入ってしまったら、これが不透明になる。
- ・既販品については、権利・義務関係が決まっており、価格に内部化するなどの前払い制度は不可能ではないか。
- ・東京都が粗大ゴミの有料化に踏み切った際、不法投棄が増大するのではないかという意見が多分にあったが、実際には目立って増えてはいない。不法投棄問題の増加に対しては行政が厳しく取り締まることにより対応すべき。

こうした議論を踏まえつつ、産業構造審議会廃棄物処理・再資源化部会企画小委員会電気・電子機器リサイクル分科会の報告書（平成9年6月）においては、

- ・製品寿命が10年以上を要する耐久消費財におけるリサイクル費用の予測の困難性
- ・消費者等が回収・リサイクルに要する費用を確認・認識することによる排出抑制
- ・既に消費者等が保有している既販品への対応の必要性

といった利点を重視し、排出時にリサイクルにかかる費用を消費者から回収する方策を基本に検討すべきとされた。ただし、不法投棄の増加の可能性、製造業者のリサイクルしやすい製品作り等を促進する方策への配慮等の課題の指摘

もされた。また、最終的な費用負担の帰着については、どの時点で誰が費用を支払うかにかかわらず、製品の市場メカニズムの中で生産者と消費者が負担を分け合うことになる点を留意すべきとの指摘もあった。

生活環境審議会廃棄物処理部会報告（平成9年12月）においては、上記利点に加え、リサイクル費用を回収した上でリサイクルを実施しない業者等による制度悪用の発生を抑制する必要性からも、消費者が排出時に回収・リサイクル費用の一部を支払うことが適当、ただし、技術開発等による回収・リサイクル費用の低減に積極的に取り組む製造業者等が回収・リサイクル費用の全額を消費者からまかなうことも認められるべきとされた。その一方、排出時に消費者が支払う方式は、製造業者等のリサイクルし易い製品の開発やリサイクルに係る費用の低減につながりにくく、また、消費者にとって受け入れられない費用の設定は不法投棄を引き起こす可能性があるとの指摘もされた。

3. 費用回収方式に係る検討の視点

これまで本合同会合の議論において、施行後5年間の実績を踏まえ、現行制度である排出時に消費者から費用を回収する方式（後払い方式）と、販売時に消費者から費用を回収する方式（前払い方式）のメリットとデメリットについて検討すべきではないかとの指摘があった。

施行後5年間の実績を踏まえ、販売時に消費者から費用を回収する方式（前払い方式）に変更すべきとする立場からは、以下のような主張がされている。

- ・特定家庭用機器廃棄物の不法投棄台数は、家電リサイクル法の施行前後で27%増加していると推計され、排出時のリサイクル料金支払い忌避がその要因となっている可能性がある。そうであるとすれば、前払い方式に変更すれば、不法投棄が減少するのではないか。
- ・拡大生産者責任の考え方を徹底し、リサイクル費用については内部化すべき。
- ・商品販売時にリサイクル費用をとる方が、費用の回収がより容易かつより確実である。また、回収した費用について、自動車リサイクル制度のように、離島の収集運搬費用など制度全体の適正な維持管理のために使うこともできる。
- ・後払い方式では、商品購入段階でリサイクル料金に係る消費者選考が働かないため、リサイクル料金の低減が十分に図られにくい。前払いに変更することにより、料金低減化競争が促進される。

ただし、前払い方式への変更については、単なる回収時期の変更という運用上の問題にとどまらず、消費者・小売業者・製造業者等の関係者にどのような権利義務関係の変更が生じることになるのか、権利義務関係の変更に伴う運用の実効性は担保されるのか等について総合的な検討が必要になる。

また、家電リサイクル法における再商品化義務を果たすためのリサイクルコストは、再生資源の市場価格に大きく影響される。従って、10年以上の使用期間がある家電製品においては、将来のリサイクルコストの予測が難しい点に留意する必要がある。(自動車リサイクルにおいてリサイクルコストはシュレッダーダスト、エアバッグ類の回収再資源化、フロン類の破壊に関する作業費用であり、再生資源の市場価格による将来のリサイクルコスト変動の影響は家電リサイクルと比較すると少ない。)

資料3 - 2においては、現行の後払い方式も含め、各費用回収方式について、審議会における検討の用に供するため、以下の観点からそのメリット・デメリットについて整理する。

家電リサイクル法ルート以外に排出される家電への影響

消費者の排出行動との関係(消費者に料金支払義務・引渡義務を課す必要性、排出抑制効果への影響、海外リユース等の場合の前払い料金の還付の必要性など)

不法投棄の未然防止が図られるか

支払者と排出者の乖離(受益と負担が一致しないことによる不公平性、将来料金の予測可能性など)

リサイクル料金の低減化や環境配慮設計の促進が図られるか

既販品への対応

リサイクル料金の管理方法及びシステムの管理費用(製造業者が倒産した場合等への対応、保管中の資金への課税問題など)

収集運搬料金の費用回収と小売業者の引取・引渡義務に与える影響